

安城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

安城市長 三星元人

安城市条例第9号

安城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

安城市国民健康保険税条例（昭和33年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の6.75」を「100分の7.43」に改める。

第5条中「28,900円」を「31,700円」に改める。

第6条第1号中「18,800円」を「20,300円」に改め、同条第2号中「9,400円」を「10,150円」に改め、同条第3号中「14,100円」を「15,225円」に改める。

第7条中「100分の2.78」を「100分の2.84」に改める。

第9条中「11,700円」を「12,000円」に改める。

第10条第1号中「7,600円」を「7,700円」に改め、同条第2号中「3,800円」を「3,850円」に改め、同条第3号中「5,700円」を「5,775円」に改める。

第11条中「100分の2.32」を「100分の2.44」に改める。

第12条中「11,700円」を「12,200円」に改める。

第13条中「5,800円」を「6,000円」に改める。

第27条第1項第1号ア中「20,230円」を「22,190円」に改め、同号イ（ア）中「13,160円」を「14,210円」に改め、同号イ（イ）中「6,580円」を「7,105円」に改め、同号イ（ウ）中「9,870円」を「10,658円」に改め、同号ウ中「8,190円」を「8,400円」に改め、同号エ（ア）中「5,320円」を「5,390円」に改め、同号エ（イ）中「2

、660円」を「2,695円」に改め、同号エ（ウ）中「3,990円」を「4,043円」に改め、同号オ中「8,190円」を「8,540円」に改め、同号カ中「4,060円」を「4,200円」に改め、同項第2号ア中「14,450円」を「15,850円」に改め、同号イ（ア）中「9,400円」を「10,150円」に改め、同号イ（イ）中「4,700円」を「5,075円」に改め、同号イ（ウ）中「7,050円」を「7,613円」に改め、同号ウ中「5,850円」を「6,000円」に改め、同号エ（ア）中「3,800円」を「3,850円」に改め、同号エ（イ）中「1,900円」を「1,925円」に改め、同号エ（ウ）中「2,850円」を「2,888円」に改め、同号オ中「5,850円」を「6,100円」に改め、同号カ中「2,900円」を「3,000円」に改め、同項第3号ア中「5,780円」を「6,340円」に改め、同号イ（ア）中「3,760円」を「4,060円」に改め、同号イ（イ）中「1,880円」を「2,030円」に改め、同号イ（ウ）中「2,820円」を「3,045円」に改め、同号ウ中「2,340円」を「2,400円」に改め、同号エ（ア）中「1,520円」を「1,540円」に改め、同号エ（イ）中「760円」を「770円」に改め、同号エ（ウ）中「1,140円」を「1,155円」に改め、同号オ中「2,340円」を「2,440円」に改め、同号カ中「1,160円」を「1,200円」に改め、同条第2項第1号ア中「4,335円」を「4,755円」に改め、同号イ中「7,225円」を「7,925円」に改め、同号ウ中「11,560円」を「12,680円」に改め、同号エ中「14,450円」を「15,850円」に改め、同項第2号ア中「1,755円」を「1,800円」に改め、同号イ中「2,925円」を「3,000円」に改め、同号ウ中「4,680円」を「4,800円」に改め、同号エ中「5,850円」を「6,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の安城市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。